

明治前期における森林監守人の活動

——飯田出張所を事例に——

はじめに

一 飯田出張所の監守人

- (一) 監守人の人数と給与
 - (二) 担当官林の決定
- ### 二 明治一三年監守人の活動
- (一) 九等監守中嶋信哉の活動
 - (二) その他の監守人の活動
 - (三) 監守人からの上申
 - (四) 産物取調
- むすびにかえて

はじめに

官有林野政策において、最も重視されたのは林野の監守であった。その実務を担った存在が監守人である。

明治前期における森林監守人の活動

坂本達彦

その職務内容は、明治八年(一八七五)の「官林監守人心得書」によれば、①山林を良く理解し、実測図面を作成しておく(第一条)、②毎月六回は受持ちの山を巡視する、その他の日も注意を払う(第二条)、③盗伐を発見し、犯人を知らせた場合は臨時賞与を与えられる(第三条)、④官林の近くで野火が発生した場合は、区・戸長等と申し合わせ、官林へ延焼しないように警護する(第五条)、⑤官林内で立枯や雪折れなどの木を発見した場合は、木種、長短、尺廻り、品の良否などを明細に報告する(第六条)、などである。^①

監守人については、北條浩氏がその制度面について言及されているが^②、実体面については必ずしも十分に明らかにされてこなかった。ここでは明治一・一三年(一八七九・八〇)を事例として、監守人の活動を紹介したい。

一 飯田出張所の監守人

(一) 監守人の人数と給与

本稿で対象とする飯田出張所において、監守人は何人雇用されていたのであろうか。明治一三年三月に飯田出張所が作成した印鑑簿には、三二名の「官林監守」の印鑑を確認できる。⁽³⁾ 彼らにより、飯田出張所管内の官林は管理されていたのである。

監守人の給与については、明治一三年七月に統一的な支給基準が制定されている。⁽⁴⁾ 現時点において、これ以前の飯田出張所における給与支給形態は不明な点が多いが、盗伐発見などによる臨時巡回のさいの日給は後払いであったようである。これが飯田出張所において明治一二年に問題化している。同年六月二十七日には、山林局長桜井勉に対して、監守人が盗伐人取押後、「警官江引渡等ノ節、出張一泊以上之者往々有之、右等ノ為巡廻致候節、素ヨリ前以可伺出猶予無之、旁以使役上大差支、中ニハ遂ニ辞職致候者茂有之次第」であつたため、監守人の増日給を願っている。⁽⁵⁾ このさい、監守人給与の内規を添付しているので、次に紹介したい。
〔史料一〕⁽⁶⁾

監守人給与内規

第一條、監守人担任線内於テ、盗伐・警査其外ノ為メ本庁ヨリ出張ヲ達シタルトキハ、出張増日給ヲ給与スベシ

第二條、出張増日給ハ其居村ヨリ一里以上ノ地ニ出張シ、一泊以上ハ巡回・滞在ヲ問ハス、一日金貳拾銭ヲ給与スベシ

第三條、監守人心得書第二・三條ノ場合ニ於テ其担任線内ヲ巡回ナシ

タルトキハ、別段増日給ヲ支給セスト雖トモ、盗伐人取押、又ハ警察官へ引渡ノ節、一泊以上ハ前条ニ準シ支給スヘキモノトス

但、本條ノ事故ハ其都度本庁へ届出ベシ

第四條、本局出張官又ハ巡視助手巡回先、若シクハ地方警察官ヨリ臨時喚起シタルトキハ、第二條ニ準シ支給スヘシ

但、増日給支給方ヲ申請スルトキハ上申書へ該喚起ノ書面

ヲ副へ、翌月三日迄ニ差出ヘシ

第五條、公文往復ニ貼用セシ郵便切手ハ郵便用紙ニ式ノ如ク記入シ、

每一月調進スヘシ

〔但、該料金ハ切手ヲ以下渡スベキモノトス〕
〔朱書〕

第六條、出張増日給ヲ請求スルトキハ、切程表并増日給仕訳書、宿泊

帳ヲ取纏メ、第四條但書ノ手續ヲ以進達スヘシ

第七條、筆墨紙ハ料金壹円ヲ年額トシテ支給スヘケレハ、該額内ニテ

自弁スベシ

第三・四・六条にあるとおり、官林取締り費用は監守人による立替が必要となる場合が多かつたのである。このような背景から飯田出張所は監守人の増日給を願つたのである。

(二) 担当官林の決定

次に監守人の任命と担当官林の決定過程を確認しておきたい。

〔史料二〕⁽⁷⁾

巽第三号御達

過ル廿一日到来大瀧沢林部内官林取締トシテ、三里村一ノ瀬一郎義、今般十等監守御拝命、就テハ該林部内取締方自今同人ト協議ノ上、監守ノ分掌可致御達シ拝承仕候、去ル廿八日拝命帰村途一ノ瀬一郎殿私宅江罷越協議仕、受持林分部左ニ

西春近村

伊那村

受持 西箕輪村

南箕輪村

中箕輪村

伊那⁽⁷⁾富村

受持 三里村

小野村

一ノ瀬一郎

右之通受持分林部仕、此段奉上進候也

十等監守

明治十二年四月二日

西村長三郎⁽⁸⁾

地理局飯田

御出張所御中

右の史料によると、監守人は在地の者を登用している。さらに担当地域は監守人間で協議の上決定されており、一ノ瀬の事例によると自らの居村も担当地域としているのである。

さらに、担当地域は監守人が協議の上、変更することもあった。その

明治前期における森林監守人の活動

史料を次に掲げる。

〔史料三〕⁽⁸⁾

御届

一北又官林

一本谷官林

一風向官林

右者前記之通り協義之上、私受持ニ相成候処、此段御届奉上申候、以

上

遠山村十一等監守

野牧孫吉⁽⁹⁾

内務省地理局岐阜出張所飯田分所

御中

このような担当地域の決定方式からもわかるように、彼らは官林の監守業務に関して大きな権限を有していたのである。次に節を改めて監守人の活動を具体的に紹介したい。

二 明治一三年監守人の活動

次に明治一三年の監守人の活動を見てみたい。ただし、史料残存上の問題により三月より五月を対象とする。使用する史料は監守人からの報告書である。⁽⁹⁾ 本報告書は各監守人が個別に報告したものである。そのため、監守人により活動内容に差異を確認できる。ここでは混乱をさけるため、特定の個人の活動を表にして提示し、その人物を中心に紹介したい。ここで

は九等監守中嶋信哉を中心に検討する。彼以外の人物の活動で特徴的なものは(一)、(二)において補足することとする

(一) 九等監守中嶋信哉の活動

彼の明治一三年三月から五月の活動報告をまとめたものが表である。本表からもわかるように、彼の活動で最も目立つのは官林伐採時や立木払下げ時の巡回・出張である。また、伐採者の入林鑑札の取調べも多く確認で

きる(入林鑑札については山崎報告を参照のこと)。前者は払下げや伐採予定外の樹木を守るためのもので、後者は官林利用者の取締りのためである。三月二日の下草苧取のさいの出張も同様の理由とおもわれる。また、五月に入ると野火の取調べが目立っている。

以上のように、彼の活動はおおむね先述した「官林監守人心得書」の内容と一致している。ただし、それ以外の活動も確認できる。四月に行われた博覧会出品物伐採のための出張である(内国勸業博覧会については田原報告を参照)。

【表】 九等監守中嶋信哉の活動

月	日	場 所	内 容
3	1～2	平埜村字小井川	未定官林取調ニ付出張
	3～4	下諏訪村字東俣	伐採ニ付出張
	5	平埜村字小井川	未定官林取調ニ付出張
	9	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	12	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調ニ付出張
	14	下諏訪村字東俣	伐採ニ付出張
	16	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	22	下諏訪村字寺林	下草苧取ニ付出張
	23	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	25	下諏訪村字東俣	伐採ニ付巡回
	26	下諏訪村字熊野	未定官林取調ニ付出張
	27～28	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調ニ付出張
	29	下諏訪村字宮坂下	未定官林取調出張
	30	下諏訪村字丁子	伐採ニ付取調出張
4	4	長地村字丸山	立木払下々伐採ニ付出張
	5	下諏訪村字湯沢	枯木取調ニ付出張
	7	下諏訪村字東俣	博覧会出品伐採ニ付出張
	11	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調出張
	12	下諏訪村字丁子	輪伐ニ付入林鑑札取調出張
	13	下諏訪村字丁子	丁子・東俣両官林エ巡回
	14	長地村字丸山	入林鑑札取調ニ付巡回
	15	下諏訪村字東俣	伐採ニ付巡回
	18	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	23	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調トシテ出張
	24	下諏訪村字寺林	獣害予防ニ付出張
5	25	長地村字丸山	立木払下伐採ニ付出張
	29～30	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	4・7	下諏訪村字東俣	伐採ニ付巡回
	8	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	9	下諏訪村字湯沢	湯沢瀧ノ沢寺林三ヶ所巡回
	13	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調出張
	14	下諏訪村字東俣	野火取調ニ付出張
	16	長地村字丸山	伐採ニ付取調出張
	19	下諏訪村字丁子	伐採ニ付巡回
	20	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調出張
	21	下諏訪村字東俣	伐採ニ付入林鑑札取調出張
	23	下諏訪村字湯沢	湯沢御射山両官林巡回
	25	下諏訪村字東俣	官林境取調トシテ出張
	26・27	下諏訪村字東俣	野火取調ニ付出張
28	長地村字丸山	苗木見分トシテ出張	
29	平野村字コベ沢	実地取調出張	

(二) その他の監守人の活動

次にそのほかの監守人の活動を見てみよう。ここで取上げる監守人は以下に掲げる事項以外の活動も行っているが、ここでは先に取上げた中嶋信哉の活動にみられなかったものを中心に紹介したい。

十等監守人藤森太平は三月二日に上諏訪村字大久保官林における野火延焼のさい、「迅速駆付消防」している。また、二四日から二六日にかけて上諏訪村字唐沢官林で苗木の植付をおこなっている。二七日には上諏訪村字唐沢官林において「雪折損木」の取調べを行っている。

また、翌四月一日から六日にかけて上諏訪村字大久保官林と二ノ久保官林において苗木の植付に立ち会っている。一九日には「四賀村民有地ヨリ焚火延焼、永明村ヨリ消防人足三十二人直ニ駆付、官林外ニテ鎮火仕候」と野火と官林への延焼がなかった旨を報告している。しかし、翌日にも同所から出火し、このときは「風烈ニテ唐沢官林ニ反歩程」延焼した旨を報告している。

五月四日には上諏訪村字二ノ久保官林において「午後一時巡視候所、五十間程隔小口木背負ノ者二人見付候所、賊二人小口木等捨置逃出シ、直ニ追駆候エ共、行先不相分ニ付、捨置候鎌ニ挺背負、縄一筋弁当箱ニツ、背負木ニツ持帰り駐在所江差出シ、当今探索中ニ御坐候」と、盗伐を発見したが犯人を捕り逃した事実と、その後の処理を報告している。

一方、十等監守堀内十郎は五月三一日に飯島村字松久保山において「官林伊那街道筋松木下枝伐採人差押へ、尤直ニ報告上申ス」とあり、盗伐人を捕り押さえている。

九等監守黒河内八造は四月五日、一〇日に長谷村内の官林において「損木払下伐採ニ付見廻」をし、「損木払下伐採而已外異常無之」旨を報告している。また、一五日から二〇日にかけて中嶋信哉同様、長谷村内の官林へ「出張員西村長三郎殿へ附属、博覧会出品木伐出シトシテ出張」している。二二日には同村内字ヤコ沢などにおいて「官林^{林位}境界^{標木立替}」をしている。

十等監守中村徳左衛門は三月二日より一六日まで下諏訪村東侯へ「博覧会出品御用材伐採ニ付出張」している。四月六日から八日にかけても「博覧会出品御用材伐採ニ付出張」している。

十一等監守中村棟太は三月一五日に金沢村金沢山などにおいて雪折損木を取り調べている。また、十一等監守人花岡清助は三月一九日に川岸村本林二等において落葉松の苗木植付に立ち会っている。

(三) 監守人からの上申

本節で使用した報告書の記載内容は監守人によって微妙に異なっている。従事した作業のみを記す者と、様々な上申まで行う者にわかれているのである。ここでは、後者の事例、すなわち監守人がおこなった上申を紹介したい。

九等監守黒河内八造は三月一〇日に長谷村字上中尾ニヶ所の「下藪等繁茂シ、樹木ヲ害シ、盗伐之憂ヒモ謀リガタシ、依テ下藪伐払イ、尚盛林相成様致度候」という上申を行っている。さらに、三月二六日には長谷村字野田について「小桑躑躅藪所繁茂シ樹木ヲ害スル事甚ク、依テ右二種ヲ伐払イ、尚盛林相成様致度候」と述べている。彼はこのような上申を繰り返し返

し行っているのである。

十等監守伊藤善太は三月九日に河合村堤について「木柴躑躅藪等多分繁茂シテ樹木ニ害不少、右害木ヲ伐採致シ、松小苗木ヲ育テタシ」と、官林内の利用方法について意見を上申している。さらに、四月八日には同村内に「旧藩ニライテ漆植付多分コレアリ、最早御私下ニ致シテ可ナリ」と江戸時代に植樹した漆を払い下げようとして上申している。

十一等監守春日新八は、四月二六日に宮田村字官林・字正元垣外が「竹林ノ週圍垣クチテナキ故カ盛竹ウスシ」と、官林内の竹林の状況について報告している。

このように監守人は、官林の取締りと同時に、より有効な取締りや担当官林の整備のため、様々な上申を行っていたのである。

(四) 産物取調

右に見たとおり、監守人は担当官林の状況に精通していた。飯田出張所では明治一二年に彼らを通して官林内の産物を取り調べさせている。そのさいの報告書の一例を次に掲げる。

[史料四]^①

官林生産物取調書

諏訪郡中洲村字宮山

- 一 松茸 七貫目
- 一 金貳円拾銭
- 一 十貫目
- 一 金壹円
- 一 一俵二斗
- 一 金壹円五拾銭
- 一 栗実

同郡川岸村字唐沢

- 一 松茸 八貫目
- 一 金貳円四十銭
- 一 五貫目
- 一 金五拾銭
- 同郡湊村字八ヶ所ニテ
- 一 松茸 貳貫目
- 一 金六十拾銭
- 一 五貫目
- 一 金五拾銭
- 湊林部内官林生産物取調候処、右之通候也
- 和田小林区湊林部

明治十二年七月廿九日

十一等監守花岡清助^②

内務省山林局飯田出張所御中

右のように監守人が、主に茸類であるが、産物と相場を出張所へ報告しているのである。当年の飯田出張所の記録には、このような産物取調書を多数確認できる。出張所が管轄官林内の産物把握を試みたのであろう。

むすびにかえて

以上、本稿では、明治一二・一三年に限定されてはいるが、これまであまり触れられてこなかった監守人の活動を紹介してきた。

監守人は担当官林の決定方式からわかるように、独自の裁量を有していた。その結果、官林の整備についても積極的な上申がなされたのであろう。

註

(1) 北條浩『日本近代林政史の研究』(御茶の水書房、一九九四年)。

(2) 北條浩氏の研究によれば、官林監守人は山守の慣習を受け継いだものであるが、明治初年段階では正副戸長が兼務する役職へと変質した。しかし、旧来からの村落共同体意識・慣行から盗伐を黙認するなど、取締りは不徹底なものであった。そのため、筑摩県の事例では、明治九年ころから常置の監守人を内務省へ求めるようになる。このような要求の結果か、明治九年三月には官林に監守人を設置すること、給料は内務省より支給すること、が決定される(前掲北條著書・北條浩『明治国家の林野所有と村落構造』御茶の水書房、一九八三年)。

(3) 「明治十三年三月 各員并監守人印鑑簿」(「中部森林管理局所蔵史料」別七一)。

(4) 内務省達丙五十四号によると、監守人の年給は次の通りである。等級により違いがあり、一等一五円、二等一四円、三等一三円、四等一二円、五等一一円、六等一〇円、七等九円、八等八円、九等七円、十等六円、十一等五円、十二等四円、十三等三円である。このほかに筆墨代として年一円が支給されるほか、旅費(並旅行は日当五〇銭)や巡回費(日当五〇銭)、滞在費(日当二五銭)は別途支給された。ただし、「該官林ヲ巡察スルハ監守人ノ常務ナルヲ以テ旅費ヲ給セス、殊更ニ出張申付及ヒ盗伐木事件ニ付地方庁又ハ警察署等へ出張スル時ニ限り其旅費ヲ支給スル」という制限があった(法令全書)。

(5) 「明治十二年 稟議書類」(「中部森林管理局所蔵史料」整一一三)。

(6) 前掲「稟議書類」。

(7) 「明治十二年内務省山林局飯田出張所 監守申報留」(「中部森林管理局所蔵史料」整一一二)。

料」整一一二)。

(8) 前掲「監守申報留」。

(9) 「明治十三年自一月 監守申報綴込」(「中部森林管理局所蔵史料」整一七二)。本史料は表紙に一月よりとなっているが、三月から記述がはじまっている。

(10) なお、官林伐採後は出張所へその旨を別途文書で報告している。前年の事例であるが、史料を次に掲げる。

【史料】(明治十二年内務省山林局飯田出張所 監守申報留) (整一一二)

御届書

子テ藤森与藤治外四名、御私下ケニ係ル芦ノ沢官林立木願濟之通無滞悉皆取片付申候間、此段御届申上候也

諏訪小林区東俣林部

明治十二年九月

十等監守

中嶋信哉

山林局飯田出張所

御中

(11) 前掲「監守申報綴込」、「明治十三年四月 監守毎月報告綴」(「中部森林管理局所蔵史料」整一七九)。

(12) 前掲「監守申報留」。